

阿武町の内部統制に関する方針

町民との信頼関係やこれから移住・定住を希望する皆さんとの信用関係を構築し、健全な行財政運営の一層の適正化と、質の高い行政サービスを提供するため、これを阻害する要因をリスクとして識別及び評価し、リスク発生の未然防止、発生時の早期対応及び改善を図ります。

この内部統制の充実に組織を挙げて取り組むため、地方自治法第 150 条第 2 項の規定に基づき、内部統制に関する方針を次のように定めます。

1 内部統制の目的

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

常に事務の効率的、効果的な処理を図るとともに、組織及び行政運営の合理化にも取り組み、職制上のチェック機能の充実に努めます。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

財務事務の信頼性を確保し、リスクを把握するとともに、予算・決算等の報告をはじめ、契約や会計事務などの適正な手続きや適切な保管及び管理に努めます。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

職員一人ひとりが、職員研修等を通じて、根拠法令等の理解を深め、業務に関わる法令その他の規範の遵守に努めます。

(4) 資産の保全

町が保有する資産の現状や課題を把握し、資産の取得や管理、活用、処分時における手続きの適正化及び適切な運用を図ります。

2 内部統制の対象とする事務

(1) 財務に関する事務

(2) その他町長が必要と認める事務

3 内部統制の評価等

毎年度、内部統制の整備及び運用の状況について評価を行い、報告書を作成し、監査委員との意見交換等を踏まえて、議会に報告するとともに公表します。

4 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

令和 5 年 3 月 15 日

阿武町長 花田 憲彦